

## 公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とします。

令和7年3月10日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

駒沢一丁目1番地区地区計画等策定支援業務委託

#### (2) 業務委託の内容

##### <令和7年度業務>

- ①現況調査（土地利用現況調査等の分析と街づくりの課題や視点の整理）
- ②現況調査等を踏まえた駒沢一丁目1番地区内の地区施設の配置検討
- ③「基本的な考え方」、「保存範囲の考え方」及び建築基準法等関係法令・条例を踏まえた建築可能床面積の算出に向けたボリュームチェックの検討等並びに建築に係る関係法令・条例等による条件整理
- ④地区計画等策定に向けた、意見交換会等で使用する各種説明素材・媒体の作成（模型等）
- ⑤意見交換会（街づくり懇談会）の開催支援（2日、各2回、計4回程度）
- ⑥意見交換会（街づくり懇談会）の開催案内原稿作成（2回程度）
- ⑦東京都他関係機関との協議資料及び議事要旨の作成（適宜）
- ⑧所有者等との協議資料の作成（適宜）

##### <令和8年度業務>

- ①意見交換会（街づくり懇談会）の開催支援（4日、各2回、計8回程度）
- ②意見交換会（街づくり懇談会）の開催案内原稿作成（4回程度）
- ③地区計画等策定に向け検討する都市計画諸制度等に関し、意見交換会等で使用する各種説明素材・媒体の作成
- ④地区計画、地区街づくり計画及び用途地域等変更に係る図書（たたき台、素案）の作成
- ⑤東京都他関係機関との協議資料の作成（適宜）
- ⑥所有者等との協議資料の作成（適宜）

##### <令和9年度業務>

- ①地区計画、地区街づくり計画（素案・原案）説明会支援（各1回）
- ②地区計画、地区街づくり計画、用途地域等変更に係る図書（素案、原案）の作成
- ③説明会の開催案内（素案、原案）原稿作成（各1回）
- ④都市計画審議会及び区議会に係る資料の作成（適宜）

- ⑤東京都他関係機関との協議資料の作成（適宜）
- ⑥法定手続きに係る縦覧図書の作成、印刷、意見書の整理
- ⑦地区計画及び地区街づくり計画パンフレット版下原稿（A4サイズ、8ページ程度）の作成
- ⑧所有者等との協議資料の作成（適宜）
- ⑨地区計画策定後に配布する「街づくり通信」の作成（1回）

(3) 履行期間

契約の日から令和10年3月上旬（予定）まで

※契約は単年度ごとに行い、令和8年度以降の契約は前年度の履行内容が良好と認められること、かつ、当該契約に係る予算が区議会で議決され予算配当があることを条件とする。

(4) 対象区域（【別紙1】「対象区域図」参照）

駒沢一丁目地区（駒澤大学を除く駒沢一丁目の一部）及びお知らせ配布範囲

2. プロポーザルに参加できる者の資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 都内区市又は東京都近郊政令指定都市（横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）における団地建替えや一定のまとまった3000平米以上の土地利用転換を契機とした都市計画法等に基づく地区計画等の策定業務の受託実績があること。  
※都内区市又は東京都近郊政令指定都市で歴史的建築物の保存・活用に関する各種計画等の検討業務の受託実績があれば記載すること（参加資格ではないが加点対象とする）。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 事業者審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

選定委員会の令和6年度の構成員は以下のとおり。

委員長 世田谷総合支所長 加賀谷 実

委員 世田谷総合支所街づくり課長 菊池 正則

委員 都市整備政策部都市計画課長 松本 賢司

委員 教育委員会事務局生涯学習課長 渡邊 政基

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4. 提案書を特定するための審査項目

- (1) 企業実績
- (2) 予定技術者の業務実績等
- (3) 特定テーマに対する提案
- (4) 業務実施体制
- (5) 資料作成能力
- (6) 工程計画

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区世田谷総合支所街づくり課（担当：佐藤、田中、岡澤、金濱）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（世田谷区役所西棟2階）

電話：03-5432-2872 FAX：03-5432-3055

#### (2) 説明書の配布期間・配布場所及び配布方法

①配布期間 令和7年3月10日（月）から令和7年3月24日（月）まで

②配布場所及び方法 ア. 世田谷総合支所街づくり課（上記（1））にて窓口配布  
（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ. 世田谷区ホームページよりダウンロード

（ホームページの検索メニュー→ページID「22733」入力）

#### (3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

##### ①提出期間

令和7年3月10日（月）から令和7年3月24日（月）午後5時まで（必着）

##### ②提出場所

上記（1）に同じ

##### ③提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

（郵送の場合は、宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る）

#### (4) 提案書等の提出期間並びに提出場所及び方法

##### ①提出期間

令和7年3月27日（木）から令和7年4月24日（木）午後5時まで（必着）

##### ②提出場所

上記（1）に同じ

##### ③提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

（郵送の場合は、宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る）

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための窓口：上記5（1）に同じ
- (6) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号又は名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表できるものとする。
- (7) 詳細は、実施要領兼説明書による。

対象区域:駒沢一丁目地区(駒澤大学を除く駒沢一丁目の一部)及びお知らせ配布範囲

